

刑法

設問

甲は、2名と共謀の上、令和X年3月6日午前3時40分ごろ、A（当時42歳）を、普通乗用自動車（以下「甲車」という）後部のトランク内に押し込み、トランクカバーを閉めて脱出できないようにした。甲は、甲車を発進させ、数分間走行させた後、呼び出した知人らと合流するため、B市内の路上で停車した。その停車した地点は、車道の幅員が約7.5m（片側1車線）の、ほぼ直線の見通しのよい道路上であった。

甲が停車して数分後（同日午前3時50分ごろ）、甲車の後方から乙運転の普通乗用自動車（以下「乙車」という）が走行してきたが、乙は、前方をよく見ていなかったため、停止中の甲車に至近距離に至るまで気付かず、乙車は、甲車のほぼ真後ろから時速約60kmでその後部に追突した。これにより、甲車後部のトランクは、その中央部がへこみ、トランク内に押し込まれていたAは、第2・第3頸髄挫傷の傷害を負い、間もなく同傷害によって死亡した。

甲に、逮捕監禁致死罪の責めを負わせてよいか。

【題材】※各審級の裁判を解説中で引用・参照する。
最決平成18・3・27刑集60巻3号382頁
第1審 大阪地判平成16・12・24同394頁参照
第2審 大阪高判平成17・9・13同401頁参照

（参考条文（刑法））

220条（逮捕及び監禁） 不法に人を逮捕し、又は監禁した者は、3月以上7年以下の懲役に処する。

221条（逮捕等致死傷） 前条の罪を犯し、よって人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。

ポイント

行為と結果との間に刑法上の因果関係が認められるか否かは、どのような事情がある場合に争いになり得るのか。その場合、何に対する、どのような評価が、判断を分かつか。

解説

① 逮捕監禁致死傷罪とは

刑法220条（逮捕及び監禁）は、人を一定の場所に拘束してその場所的移動の自由を奪う行為を罪として罰する趣旨の定めである。人を逮捕監禁し、そのせいでその人を死傷させた場合には、刑法221条が、傷害の罪と比較してより重い刑を科すことを定めている。具体的には、傷害を負わせた場合には（204条と比較して）3月以上15年以下の懲役が科され、死亡させた場合には（205条と比較して）3年以上の有期懲役が科される。こうした刑の加重は、結果的加重と呼ばれ、傷害致死（205条）等、多くの例がある。

逮捕監禁は、その性質上、暴力的な手段によって行

われることも多いと考えられるし、拘束が長時間にわたると、被害者の生命・身体に危険が及ぶことも予想される。あるいは、被害者が逃げようとして自らの危険を顧みない行動に出ても、決して不思議ではない。逮捕監禁行為にはこのような危険性が伴うことから、それが人の死傷という重大な結果に実現した場合には、その結果に鑑みて刑を重くすることとしているのである。しかして危険性及びその実現という関係性は、刑法上の因果関係（相当因果関係）と呼ばれる。

② 監禁によって死亡させた？

検察官役（以下PP） 被告人甲は、Aを不法に監禁し、よってAを死亡させたということで、逮捕監禁致死罪の成立が認められると思います。

弁護士役（以下DC） えっ、監禁に「よって」死亡させたことになりますか？

PP なると思います。Aが死亡したのは、甲らの監禁行為の結果です。

DC 被害者が死亡したのは、追突事故の結果、詳しく言うと、乙車が、乙が前方をよく見ていなかったせいで甲車に追突した結果ではないでしょうか。そんな異常な出来事の結果についてまで、甲に責任を負わせてよいのでしょうか。Aの死亡結果と甲らの監禁行為との間の刑法上の因果関係を認めることには、疑問が残ります。

PP でも、追突事故に巻き込まれることは、さほど異常な出来事ではないですし、Aは、甲らによってトランク内に押し込まれられ、身動きすることのできない状態にあったのですから、追突事故に巻き込まれたら死んでしまうということも、至って予想の範囲内の結果です。だから、甲に責任を負わせてよいと思います。

DC その前提を疑う余地はありませんか？この追突事故は、かなり異常に映ります。甲が停車したのは、ほぼ直線の見通しのよい道路上です。しかも、車の後部にはテールランプが点いていたはずですが。これで追突するなんて、普通はあり得ません。裁判所役（以下C） 難しいところですが、この程度の追突はなしよりのあり——かな？

被告人の行為から異常な経過を辿って発生した結果については、その行為に帰責することができない場合がある。たとえば、犯人が被害者に暴行を加え、被害者が足の骨を折る傷害を負って救急車で搬送されたが、その搬送中に救急車が橋から転落し、その衝撃で被害者は死んでしまった。この場合に傷害致死罪が成立しない（傷害罪にとどまる）のは、暴行傷害と死亡との間の因果関係が認められないと考えられるからである。では、本件において、乙車の追突事故は、刑法上の因果関係を否定する程度に異常だったのか。

弁護人であれば、かかる争点に対し、乙の不注意による追突がいかにも普通では考えられないような事故だったかということを、現場の見通しや甲車の状況等に関する事情を挙げて強調するであろう。こうして本件追突事故の経験的通常性（経験則上予測し得るか）が争われることになる。弁護人の主張を容れると逮捕監禁致死罪は成立しない（逮捕監禁罪にとどまる）。ちなみに第1審は、本件追突事故は「現に時折みられる」との認識を示して弁護人の主張を斥け、逮捕監禁